

## [ 事案 17-32 ] 入院給付金請求

- ・平成 18 年 3 月 8 日 裁定申立受理
- ・平成 19 年 1 月 16 日 裁定終了

### < 事案の概要 >

2 回にわたり入院治療を受け、1 回目は入院した全日数の入院給付金が支払われたが、2 回目は入院日数 96 日分のうち 7 日分しか支払われなかったことを不服として、裁定の申立てがあったもの。(なお、本事案は [ 事案 17-31 ] と同一申立人による同一入院に関する異なる保険会社への申立てである)

### < 申立人の主張 >

廃用症候群(左膝関節痛のため歩行困難)による下肢筋力低下による疼痛、歩行障害のため、A 病院に 2 回にわたり入院し(1 回目: 1 月 11 日~19 日 9 日間、2 回目: 1 月 25 日~4 月 30 日 96 日間の合計 105 日間)入院給付金を請求したが、そのうち 16 日分(1 回目: 1 月 11 日~同 19 日までの 9 日間と 2 回目: 4 月 11 日~17 日までの 7 日間の合計)しか支払われない。支払対象となった入院期間以外については、入院の目的が治療ではなくリハビリであり通院治療可能と会社は主張するが、医師の判断にもとづいて入院したものであり、また外泊についても治療効果をあげるために医師の同意のもと外泊したものであり、納得できない。

入院した期間のうち、まだ入院給付金が支払われていない入院日数分の入院給付金についても支払って欲しい。

### < 保険会社の主張 >

入院先の A 病院および同病院紹介により受診した B 病院に事実確認をした結果、A 病院に入院する前に受診した B 病院にて「通院で治療可能」と判断されていること、2 回目の入院期間中に 25 日もの外泊がされていること、再入院直後に連続して外泊できる状態であったことにより、入院していた期間全てについて常に医師の管理下において治療に専念されていた状態とは言い難い。

したがって、既に入院給付金を支払っている 16 日(1 回目入院の 9 日間<両足関節痛および左膝関節痛出現による急性期症状の治療期間>と、2 回目入院期間のうち同年 4 月 11 日~17 日までの 7 日間<出血性胃潰瘍による治療期間>の合計)以外の入院については、約款規程に定める支払対象となる入院とは判断できないため、入院給付金の支払いには応じられない。

### < 裁定の概要 >

裁定審査会では申立書、会社の反論書等にもとづいて審理を行ったが、以下のとおり申立てには理由がないとし裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

- (1) A 病院の入院証明書(診断書)によれば、傷病名が運動不足による「廃用症候群」と記載されているが、後日発行の入院証明書(診断書)では「両下肢筋力低下」と記

載され、傷病名自体がはっきりしないこと。

- (2) A病院の紹介により診療に当たったB病院により「通院可能と思われる」「通院リハビリを薦めた」との回答がなされたこと。
- (3) 入院期間中に外泊 25 日、外出 4 日があり、また途中湯治目的で一時退院していることから、約款規程の「医師等による治療等が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において、治療に専念すること」が必要な状態が、会社が認めたと判断していたと判断することはできない。